地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

医療DX推進体制整備加算等の取扱いについて

標記について、本日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(令和7年厚生労働省告示第30号)、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」(令和7年厚生労働省告示第31号)及び「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」(令和7年厚生労働省告示第32号)が告示され、本年4月1日より適用されることとなったことに伴い、下記の通知の一部をそれぞれ別添1から別添5までの新旧対照表のとおり改正し、本年4月1日から適用するので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び保険薬局並びに審査支払機関に対し周知徹底を図られたい。

- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和6年3月5日保医発0305第4号) (別添1)
- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」 (令和6年3月5日保医発0305第5号) (別添2)
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」 (令和6年3月5日保医発0305第6号) (別添3)
- ・「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」 (令和6年3月27日保医発0327第5号) (別添4)
- ・「歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について」 (令和6年3月27日保医発0327第7号) (別添5)

○ 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第4号) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

後 改 前 改 īF. īF. 別添1 別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 基本診療料 第1章 基本診療料 第1部 初・再診料 第1部 初・再診料 第1節 初診料 第1節 初診料 A000 初診料 A000 初診料 (1)~(30) (略) (1)~(30) (略) (31) 医療DX推進体制整備加算 (31) 医療DX推進体制整備加算 「注 16」に規定する医療DX推進体制整備加算は、 「注 16」に規定する医療DX推進体制整備加算は、 オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情 オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情 報等を実際の診療に活用できる体制を有するととも 報等を実際の診療に活用できる体制を有するととも に、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスを導 に、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスを導 入するなど、質の高い医療を提供するため医療DXに 入するなど、質の高い医療を提供するため医療DXに 対応する体制を評価するものであり、別に厚生労働大 対応する体制を評価するものであり、別に厚生労働大 臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚 臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚 生(支)局長等に届け出た保険医療機関を受診した患者 生(支)局長等に届け出た保険医療機関を受診した患者 に対して初診を行った場合に、月1回に限り当該基準 に対して初診を行った場合に、月1回に限り当該基準 に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点 に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点 数に加算する。 数に加算する。 イ 医療DX推進体制整備加算1 イ 医療DX推進体制整備加算1 12 点 11 点 口 在宅医療DX情報活用加算 2

8点

(新設)

(52) \sim (54) (略)

(52) \sim (54) (略)

第3部~第15部 (略)

第3部~第15部 (略)

別添3

調剤報酬点数表に関する事項

別添3

区分00 調剤基本料

<調剤技術料>

 $1 \sim 9$ (略)

10 医療DX推進体制整備加算

(1) 医療DX推進体制整備加算は、オンライン資格確認によ り取得した診療情報、薬剤情報等を調剤に実際に活用でき る体制を有するとともに、電子処方箋及び電子カルテ情報 共有サービスを導入するなど、質の高い医療を提供するた め医療DXに対応する体制を評価するものであり、処方箋 受付1回につき当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点 数をそれぞれ所定点数に加算する。ただし、患者1人につ き同一月に2回以上調剤を行った場合においても、月1回 のみの算定とする。

イ 医療DX推進体制整備加算1

10 点

口 医療DX推進体制整備加算 2

8点

ハ 医療DX推進体制整備加算3

6点

(2) 医療DX推進体制整備加算を算定する保険薬局では、 オンライン資格確認等システムを通じて取得した患者の 診療情報、薬剤情報等を閲覧及び活用し、調剤、服薬指 調剤報酬点数表に関する事項

<調剤技術料>

区分00 調剤基本料

 $1 \sim 9$ (略)

10 医療DX推進体制整備加算

(1) 医療DX推進体制整備加算は、オンライン資格確認によ り取得した診療情報、薬剤情報等を調剤に実際に活用でき る体制を有するとともに、電子処方箋及び電子カルテ情報 共有サービスを導入するなど、質の高い医療を提供するた め医療DXに対応する体制を評価するものであり、処方箋 受付1回につき当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点 数をそれぞれ所定点数に加算する。ただし、患者1人につ き同一月に2回以上調剤を行った場合においても、月1回 のみの算定とする。

イ 医療DX推進体制整備加算1

7点

口 医療DX推進体制整備加算2

6点

ハ 医療DX推進体制整備加算3

4点

(2) 医療DX推進体制整備加算を算定する保険薬局では、 以下の対応を行う。

ア オンライン資格確認等システムを通じて取得した患者

導等を行う。

(削る)

(3) (略)

11 (略)

区分01~区分30 (略)

- の診療情報、薬剤情報等を閲覧及び活用し、調剤、服薬指導等を行う。
- イ 患者の求めに応じて、電子処方箋(「電子処方箋管理サービスの運用について」(令和4年10月28日付け薬生発1028第1号医政発1028第1号保発1028第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・保険局長通知)に基づく電子処方箋をいう。)を受け付け、当該電子処方箋に基づき調剤するとともに、紙の処方箋を受け付け、調剤した場合を含めて、調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録する。

(3) (略)

11 (略)

区分01~区分30 (略)

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和6年3月5日保医発0305第6号) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

正 後 改 前 改 īF. 別添1 別添1 特掲診療料の施設基準等 特掲診療料の施設基準等 第1~第14の4の2 (略) 第1~第14の4の2 (略) 第14の5 在宅医療DX情報活用加算 第14の5 在宅医療DX情報活用加算 1 在宅医療DX情報活用加算1に関する施設基準 1 在宅医療DX情報活用加算に関する施設基準 $(1)\sim(3)$ (略) $(1)\sim(3)$ (略) (4) 「電子処方箋管理サービスの運用について」(令和4年10 (4) 「電子処方箋管理サービスの運用について」(令和4年10 月 28 日付け薬生発 1028 第 1 号医政発 1028 第 1 号保発 1028 月28日付け薬生発1028第1号医政発1028第1号保発1028 第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・保険局長 第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・保険局長 通知。) に基づく電子処方箋(以下「電子処方箋」という。) 通知。)に基づく電子処方箋により処方箋を発行できる体制 を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに を有していること。 登録する体制を有していること。 $(5)\sim(7)$ (略) $(5)\sim(7)$ (略) 2 在宅医療DX情報活用加算2に関する施設基準 (新設) (1) 1の(1)から(3)まで及び(5)から(7)まで((6)のウの 電子処方箋に係る事項を除く。)の基準を満たすこと。 3 届出に関する事項 2 届出に関する事項 (1) 在宅医療DX情報活用加算の施設基準に係る届出は、別添 (1) 在宅DX情報活用加算の施設基準に係る届出は、別添2の 2の様式11の6を用いること。 様式11の6を用いること。 (2) 1の(5)については令和7年9月30日までの間に限り、 (2) 1の(4)については、令和7年3月31日までの間に限り、

当該基準を満たしているものとみなす。

 $(3)\cdot(4)$ (略)

第 15~第 95 (略)

- 第95の2 医療DX推進体制整備加算
 - 1 医療DX推進体制整備加算1に関する施設基準

 $(1)\sim(3)$ (略)

- (4) <u>電子処方箋を受け付け、当該電子処方箋により調剤する</u> <u>体制を有するとともに、紙の処方箋を受け付け、調剤した場合を含めて、原則として、全てにつき調剤結果を速やかに電子処方箋管理サービスに登録すること。</u>
- (5)·(6) (略)
- (7) 医療DX推進体制整備加算1を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率(同月におけるマイナ保険証利用者数を、同月の患者数で除した割合であって、社会保険診療報酬支払基金から報告されるものをいう。以下同じ。)が、45%以上であること。

(削る)

- (8) (7)について、医療DX推進体制整備加算1を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。
- (9) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、及び活用して調剤を行う

1の(5)については令和7年9月30日までの間に限り、<u>そ</u>れぞれの基準を満たしているものとみなす。

 $(3)\cdot(4)$ (略)

第 15~第 95 (略)

- 第95の2 医療DX推進体制整備加算
 - 1 医療DX推進体制整備加算1に関する施設基準

 $(1)\sim(3)$ (略)

- (4) <u>「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子</u> 処方箋(以下「電子処方箋」という。)により調剤する体制 を有していること。
- (5)·(6) (略)
- (7) 医療DX推進体制整備加算1を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率(同月におけるマイナ保険証利用者数を、同月の患者数で除した割合であって、社会保険診療報酬支払基金から報告されるものをいう。以下同じ。)が、令和6年10月1日から同年12月31日までの間においては15%以上であること。
- (8) (7)について、令和7年1月1日以降においては、「15%」 とあるのは「30%」とすること。
- (9) (7)について、医療DX推進体制整備加算1を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。
- (10) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、及び活用して調剤を行う

ことについて、当該保険薬局の見やすい場所に掲示している こと。具体的には次に掲げる事項を掲示していること。 (イ)~(ハ) (略)

(10) (9) の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。ただし、ホームページ等を有しない保険薬局については、この限りではない。

(11) (略)

- (12) マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有していること。
- 2 医療DX推進体制整備加算2に関する施設基準
- (1) 1の(1)から(6)まで及び<u>(9)から(12)まで</u>の基準を満 たすこと。
- (2) 医療DX推進体制整備加算2を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、30%以上であること。

(削る)

- (3) (2)について、医療DX推進体制整備加算2を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。
- 3 医療DX推進体制整備加算3に関する施設基準
- (1) 1の(1)から(6)まで及び<u>(9)から(11)まで</u>の基準を満たすこと。
- (2) 医療DX推進体制整備加算3を算定する月の3月前のレ

ことについて、当該保険薬局の見やすい場所に掲示している こと。具体的には次に掲げる事項を掲示していること。 (イ)~(ハ) (略)

(11) (10) の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。ただし、ホームページ等を有しない保険薬局については、この限りではない。

(12) (略)

- (13) マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有していること。
- 2 医療DX推進体制整備加算2に関する施設基準
 - (1) 1の(1)から(6)まで及び<u>(10)から(13)まで</u>の基準を満たすこと。
 - (2) 医療DX推進体制整備加算2を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、<u>令和6年10月1</u>日から同年12月31日までの間においては10%以上であること。
- (3) (2)について、令和7年1月1日以降においては、「10%」 とあるのは「20%」とすること。
- (4) (2)について、医療DX推進体制整備加算2を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。
- 3 医療DX推進体制整備加算3に関する施設基準
- (1) 1の(1)から(6)まで及び<u>(10)から(12)まで</u>の基準を満たすこと。
- (2) 医療DX推進体制整備加算3を算定する月の3月前のレ

セプト件数ベースマイナ保険証利用率が、<u>15%</u>以上であること。

(削る)

- (3) (2)について、医療DX推進体制整備加算3を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。
- 4 届出に関する事項
- (1) (略)
- (2) 1の(6)については令和7年9月30日までの間に限り、 当該基準を満たしているものとみなす。
- (3) 医療DX推進体制整備加算の施設基準のうち、1の(7)、(8)及び(12)、2の(1)のうち1の(12)に係る基準、2の(2)及び(3)まで並びに3の(2)及び(3)までについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長への届出を行う必要はないこと。
- (4) 令和7年9月30日までの間に限り、1の(9)の(ハ)の 事項について、掲示を行っているものとみなす。
- (5) 1 o(10) については、令和7年5月31日までの間に限り、 当該基準を満たしているものとみなす。

(削る)

- セプト件数ベースマイナ保険証利用率が、<u>令和6年10月1</u> 日から同年12月31日までの間においては5%以上である こと。
- (3) (2)について、令和7年1月1日以降においては、「5%」 とあるのは「10%」とすること。
- (4) (2)について、医療DX推進体制整備加算3を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。
- 4 届出に関する事項
 - (1) (略)
 - (2) $1 \circ (4)$ については、令和7年3月31日までの間に限り、 1 $\circ (6)$ については令和7年9月30日までの間に限り、<u>それぞれの</u>基準を満たしているものとみなす。
 - (3) 医療DX推進体制整備加算の施設基準のうち、1の(7)<u>から(9)まで及び(13)、2の(1)のうち1の(13)</u>に係る基準<u>及び2の(2)から(4)</u>まで並びに3の(2)<u>から(4)</u>までについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長への届出を行う必要はないこと。
 - (4) 令和7年9月30日までの間に限り、1の(8)の(ハ)の 事項について、掲示を行っているものとみなす。
 - (5) 1の(9)については、令和7年5月31日までの間に限り、 当該基準を満たしているものとみなす。
- (6) 医療DX推進体制整備加算の施設基準のうち、レセプト件 数ベースマイナ保険証利用率の基準については、令和6年 10月1日から令和7年1月31日までの間に限り、レセプト

(削る) <u>(7)</u>

件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、医療DX推進体制整備加算を算定する月の2月前のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率(同月におけるマイナ保険証による資格確認件数を同月のオンライン資格確認等システムの利用件数で除した割合であって、社会保険診療報酬支払基金から報告されるものをいう。以下同じ。)を用いることができる。

(7) (6)について、医療DX推進体制整備加算を算定する月の 2月前のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用 率に代えて、その前月又は前々月のオンライン資格確認件数 ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。

第 96~第 107 (略)

様式 11 の 6

第 96~第 107 (略)

在宅患者訪問診療料 (I) の注 13 (在宅患者訪問診療料 (II) の注 6 の規定により準用する場合を含む)及び歯科訪問診療料の注 20 に規定する在宅医療 DX情報活用加算の施設基準に係る届出書添付書 類

(□には、適合する場合「✓」を記入すること)

	1	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請	
		求に関する命令第1条に規定する電子情報処理	
		組織の使用による請求が実施されている	
	2	健康保険法第3条第13項に規定する電子資格	
		確認(以下オンライン資格確認)を行う体制が整	

様式11の6

在宅患者訪問診療料 (I) の注 13 (在宅患者訪問診療料 (II) の注 6 の規定により準用する場合を含む)及び歯科訪問診療料の注 20 に規定する在宅医療 DX情報活用加算の施設基準に係る届出書添付書 類

(□には、適合する場合「✓」を記入すること)

	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請	
1	求に関する命令第1条に規定する電子情報処理	
	組織の使用による請求が実施されている	
0	健康保険法第3条第13項に規定する電子資格]
2	確認(以下オンライン資格確認)を行う体制が整	

「5」については、令和7年10月1日以降に算定を開始す に記載すること。 「5」については、令和7年9月30日までの間に限り、「7 いては、令和7年5月31日までの間に限り、それぞれの基準 しているものとみなす。 「7」については、自ら管理するホームページ等を有しない ついては、この限りではないこと。	7 <u></u> につ きを満た	(新設) 「4」については、令和7年3月31日までの間に限り、いては、令和7年9月30日までの間に限り、「8」につい7年5月31日までの間に限り、それぞれの基準を満たしたとみなす。 「8」については、自ら管理するホームページ等を有したついては、この限りではないこと。	 ては、令和 ているもの
様式87の3の6		様式87の3の6	
医療DX推進体制整備加算の施設基準に係る届出書添付書	書 類	医療DX推進体制整備加算の施設基準に係る届出書添	付書類
医療DX推進体制整備加算の施設基準		医療DX推進体制整備加算の施設基準	
(□には、適合する場合「✔」を記入すること)		(□には、適合する場合「✔」を記入すること)	
1 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求		1 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求	
に関する命令(昭和 51 年厚生省令第 36 号)第 1 条に		に関する命令 (昭和 51 年厚生省令第 36 号) 第1条に	
規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っ		規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っ	
ている。		ている。	
2 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認 を行う体制がある。		2 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認 を行う体制がある。	
3 オンライン資格確認等システムを通じて患者の診		3 オンライン資格確認等システムを通じて患者の診	
療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行		療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行	
う際に当該情報を閲覧し、活用できる体制がある。		う際に当該情報を閲覧し、活用できる体制がある。	
4 「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づ		4 「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づ	□導入
く電子処方箋により調剤する体制 <u>及び調剤結果を登</u>		く電子処方箋により調剤する体制を有している。	<u>済み</u>

録する体制を有している。 5 電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理体制を有している。	5 電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理体制	□ 予令年月 □ 整元をし 電歴テ導てる子シム品 電歴テ導でる子シム品)
6 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制を有している。	6 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制を有している。	
7 次に掲げる全ての事項について、保険薬局の見やすい場所に掲示し、ウェブサイトに掲載している。・オンライン資格確認システムを通じて患者の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、活用していること。・マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよ	7 次に掲げる全ての事項について、保険薬局の見やすい場所に掲示し、ウェブサイトに掲載している。 ・オンライン資格確認システムを通じて患者の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、活用していること。 ・マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよ	

- う取り組んでいること。 電子処方箋や電子カル
- ・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用 するなど、医療DXに係る取組を実施しているこ と。
- 8 サイバーセキュリティの確保のために必要な措置
 - ・医療情報システムの安全管理に関するガイドラインや薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストを活用するなどして、サイバー攻撃に対する対策を含めセキュリティ全般について適切な対応を行う体制を有していること。

「記載上の注意」

(削除)

- 1 「6」については、令和7年9月30日までの間に限り該当するものとみなし、それまでの間に届出を行う場合は記載不要。
- <u>2</u> 「7」については、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではない。

- う取り組んでいること。
- ・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用 するなど、医療DXに係る取組を実施しているこ と。
- 8 サイバーセキュリティの確保のために必要な措置
 - ・医療情報システムの安全管理に関するガイドラインや薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストを活用するなどして、サイバー攻撃に対する対策を含めセキュリティ全般について適切な対応を行う体制を有していること。

「記載上の注意]

П

1 「4」については、令和7年3月31日までの間に限り該当するものとみなす。

- 2 「6」については、令和7年9月30日までの間に限り該当するものとみなし、それまでの間に届出を行う場合は記載不要。
- <u>3</u> 「7」については、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではない。